

(11) 2007年(平成19年)4月13日(金)

先般の衆院選挙の時に行われた「国民審査」公報で、次は最高裁長官だと言っている人が次のように述べている。

最高裁は最終審として

の判断を示すといふであり、

その職責の重大性を考えま

すと身の引き締まる思いが

します。最高裁に申し立て

をする当事者はそれぞれ特

別の思いをもつてのぞんで

いると思いますのでその思

いを受けて「一つ一つの事

件を大切に慎重に扱いたい

と思ふます」

ところが最高裁に

は現在年間民事が三

五〇〇件・刑事が二五

〇〇件(合計六〇〇件)

もの事件が係属する。

最高裁は一つしか

なく、裁判官は十五名

もされずこのようだ

る。

(ほとんど百内隣になりかけた六十歳以上のお年寄り)。

これではまともに六〇

〇〇件もの全記録を読

んで慎重に検討できる

はずがなかろう。

数 dozen 名の「調査官」

という優秀な裁判官が

補佐しているが、それ

でも現状は「大焼け石

に水」である。

新聞には最高裁の判

決が載つていかにも最

高裁が活躍しているよ

うに思われるが、あん

なものは訴えの一パ

ン程度である。

本件上告を棄却す

る

「本件上告は受理し

ません」

上告の九十七パーセ

ント以上が十分な検討

やりくりして動いてい

る。

最高裁は「どうした

がわかる額である」。

じつはこのことになら

下り半の判决もどきで片づけられている。

上告人の「特別な思

い」など、最高裁が受けとめられるはずがない。

当然、事件記録もやはり検討するヒマな

間三〇〇〇名に大増員

しても、裁判官の数を

増やすことができなければ司法改革の意味がない。

やがて国民の猛反発

を買うであろうアホな

弁護士が増えるばかりで、弁護士の質が低下するだけである。

裁判官を増やせば素

人の足手まとい、「裁判員」は必要ない。

「裁判員裁判」は今後全国六〇の裁判所で

年間四〇〇〇件近くも

発生する。

（裁判員を選ぶため、一

つの裁判で補充員を含め五

〇一七〇人の市民が呼び出

される。東京地裁などは毎

日、数百人の裁判員候補で

いる）

この国の司法行政は全くおかしい。

## 裁判員をとりやめて 裁判官を増員すべし

美和勇夫

地方裁判所はどうか。

全国わずか二〇〇〇

名の裁判官で裁判を

受け持ち、一人の裁判

官がなんと「二〇〇件

以上の事件」を抱えて

休日も返上して忙しく

やりくりして動いてい

る。

以上の事件」を抱えて

不可能である（司法予算

など、政府がその気になれ

ば、数百人の裁判員候補で

いる）

6名裁判員と3名裁判官がすわる法廷

